

国民保護業務計画

平成30年5月

鳥取県農業協同組合中央会

目 次

第 1 章 総則

| | |
|----------------------------------|---|
| 第 1 節 国民保護法における鳥取県農業協同組合中央会の位置付け | 1 |
| 第 2 節 業務計画の位置付け、目的等 | 1 |
| 第 3 節 基本方針 | 1 |

第 2 章 平素からの備え

| | |
|----------------------------|---|
| 第 1 節 活動体制の整備 | 2 |
| 第 2 節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備 | 3 |
| 第 3 節 食糧の供給に関する備え | 4 |
| 第 4 節 食糧調達需要の増等に関する備え | 4 |
| 第 5 節 物資及び資材の備蓄等 | 4 |
| 第 6 節 訓練の実施 | 4 |

第 3 章 武力攻撃事態等への対処

| | |
|-------------------------|---|
| 第 1 節 武力攻撃事態等の認定前における対応 | 4 |
| 第 2 節 活動体制の確立 | 5 |
| 第 3 節 安全の確保 | 5 |
| 第 4 節 関係機関との連携 | 5 |
| 第 5 節 警報又は避難措置の指示等の伝達 | 6 |
| 第 6 節 管理する施設等の安全確保 | 6 |
| 第 7 節 食糧の供給等の確保 | 6 |
| 第 8 節 安否情報の収集への協力 | 7 |

第 4 章 緊急対処事態への対処

| | |
|------------------|---|
| 第 1 節 緊急対処事態への対処 | 7 |
|------------------|---|

第1章 総則

第1節 国民保護法における鳥取県農業協同組合中央会の位置付け

1 指定地方公共機関への指定

鳥取県農業協同組合中央会（以下、「県農協中央会」という。）は、鳥取県知事（以下、「知事」という。）が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下、「国民保護法」という。）第2条第2項に基づき、平成26年9月9日付鳥取県告示第662号により指定された指定地方公共機関である。

2 指定地方公共機関の責務

指定地方公共機関である県農協中央会は、国民保護法第3条第3項に基づき武力攻撃事態等及び緊急処理事態においては、同法で定めるところにより、その業務（食糧の調達・供給等）について、国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置（以下、「国民保護措置等」という。）として実施する。

第2節 業務計画の位置付け、目的等

1 業務計画の位置付け及び目的

- (1) 鳥取県農業協同組合中央会国民保護業務計画（以下、「業務計画」という。）は、国民保護法第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、武力攻撃事態等において、県農協中央会の業務に関し、鳥取県の区域において実施する国民保護措置等について定める。
- (2) 業務計画は、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）及び鳥取県国民保護計画（以下、「県計画」という。）を基準に作成する。

2 業務計画作成等の手続き

- (1) 業務計画を作成したときは、国民保護法第36条第4項及び第5項の規定に基づき、速やかにこれを知事に報告するとともに、市町村長への通知及びホームページなどを通じた公表を行う。
- (2) 業務計画については、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更し、変更を行った場合は、軽微な変更を除いて知事への報告等、手続を行う。

第3節 基本方針

武力攻撃事態及び緊急処理事態においては、国民保護法その他の法令、基本指針、県計画及び業務計画に基づき県民の協力を得つつ、県農協中央会の業務に関し、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるよう万全を期すものとし、次の事項に留意する。

1 県民等に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、県民等に対し、インターネット等を活用し、国民保護措置等に関する正確な情報を適時、かつ、適切に提供するよう努める。

2 関係機関との連携の確保

県、市町村、消防、他の指定地方公共機関等と平素から相互の連携の確保に努める。

3 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置等の実施については、県及び市町村等から提供される情報を踏まえ、状況に即して自主的に判断する。

4 高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し救援を要する者に対し配慮を行う。

5 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

国民保護措置等の実施に当たっては、県及び市町村等の協力を得つつ、県農協中央会職員の他、県農協中央会職員の実施する国民保護措置等に従事する者（以下、「職員等」という。）の安全の確保に配慮する。

6 県対策本部長による総合調整

武力攻撃事態等において、鳥取県国民保護対策本部長（以下、「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1 国民保護連絡調整会議の設置

- (1) 県農協中央会の国民保護措置等に関する事務について、連絡及び調整を図るための組織として、県農協中央会国民保護連絡調整会議（仮称）を設置する。
- (2) 県農協中央会国民保護連絡調整会議は、国民保護措置等に関する調整、情報の収集、集約、関係機関への連絡、広報その他必要な総括業務をあらかじめ確認するものとする。

2 情報連絡体制の整備

(1) 緊急参集体制及び活動体制の整備

- ① 武力攻撃事態等（又は緊急処理事態）において、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するための必要な体制を迅速に確立するため、職員等の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、周知する。

なお、必要な事項を定めるに当たっては、心身の故障、交通の途絶、職員又はその家族の被災等により職員等の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など職員等のサービスの基準に関し必要な事項も併せて定める。

- ② 緊急参集を行う職員等については、武力攻撃災害により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくよう努める。
- ③ 武力攻撃事態等が長期に及ぶ場合に備え、職員等の交代要員の確保等に関する体制を整備する。

(2) 情報収集及び連絡体制の整備

- ① 県農協中央会の管理する施設及び設備の被災状況、国民保護措置等の実施状況などの情報を迅速に収集・集約できるよう、県農協中央会内における連絡方法、連絡ルート及び連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。
- ② 夜間、休日においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても県農協中央会の連絡を確実にできるよう、連絡ルートの多重化、代行者の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

3 特殊標章の適切な管理

知事が平素より特殊標章の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ知事より特殊標章の使用の許可を受けておく必要がある場合には、知事に対し、「鳥取県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づく使用の許可の申請を行い、適切に管理する。

第2節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

知事から警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報等についての通知を受けた場合や市町村長から避難実施要領、退避の指示、警戒区域の設定等についての通知及び伝達等があった場合において、県農協中央会内における連絡方法、連絡ルート及び連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

第3節 食糧の供給に関する備え

- 1 県及び市町村が、避難住民の誘導及び避難住民等の救援を行うに当たって安定的に食糧の供給を行うため、関係団体等の緊急時の連絡先を確保し、流通ルートなどについて、県及び市町村へ情報提供を行うなど必要な協力を行うよう努める。
- 2 武力攻撃事態等において、食糧を適切かつ迅速に供給するため、県及び市町村と連携しつつ、当該食糧供給に関わる実施体制の整備や関係機関との協力体制の構築に努める。

第4節 食糧調達需要の増等に関する備え

- 1 武力攻撃災害の発生に伴う食糧調達需要の増等に備えて、的確かつ迅速な状況判断により、災害発生時の対応に準じて適切な対応を図るための体制整備に努める。
- 2 県農協中央会の管理する施設及び設備が武力攻撃災害により被害を受けた場合、放置すれば住民への食糧供給等に支障が生じる施設等については、災害発生時の資機材の確保等の応急復旧体制をあらかじめ確認するよう努める。

第5節 物資及び資材の備蓄等

- 1 国民保護措置等に伴う備蓄は、災害対策基本法第49条に規定される防災に必要な物資及び資材の備蓄と相互に兼ねるものとする。
- 2 武力攻撃事態等が長期にわたる場合においても、国民保護措置等の実施に必要な物資等を調達できることができるよう、当該物資等の供給に関する協定をあらかじめ県、市町村や他の事業者、卸売業者等と締結するなど、必要な体制の整備に努める。

第6節 訓練の実施

国民保護措置等を的確に行えるよう、平素より県農協中央会の訓練の実施に努めるとともに、県や市町村が実施する国民保護訓練へ参加するよう努める。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等の認定前における対応

政府により武力攻撃事態等の認定が行われる以前において、県及び市町村等から、武力攻撃災害の兆候についての情報提供があった場合、必要に応じ、初動措置を実施できる体制を構築する。

また、職員等が武力攻撃災害の兆候について把握した場合は、速やかに、消防（119番）、警察（110番）、市町村や県に通報する。

第2節 活動体制の確立

1 県農協中央会対策本部の設置等

- (1) 県から県対策本部の設置についての通知があった場合、必要に応じて、県農協中央会国民保護対策本部（仮称）（以下、「県農協中央会対策本部」という。）を設置する。
- (2) 県農協中央会対策本部は、県農協中央会内における国民保護措置等に関する調整、情報収集・集約、連絡及び情報共有、広報その他必要な総括業務を実施する。
- (3) 県農協中央会対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡する。

2 緊急参集の実施

国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、第2章第1節に定めるところにより、関係職員の緊急参集を行う。

3 情報連絡体制の確保

(1) 通信体制の確保

県から県対策本部の設置についての通知があった場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、情報伝達のために必要な通信手段を確保する。

(2) 情報収集及び報告

- ① 県農協中央会対策本部は、県農協中央会の管理する施設及び設備の被災状況、国民保護措置等の実施状況等の情報について、迅速に収集・集約し、自主的な判断により、必要に応じて県に報告する。
- ② 県農協中央会対策本部は、県対策本部より武力攻撃災害の状況や国民保護措置等の実施に当たって必要となる安全に関する情報等を収集するとともに、県農協中央会内において情報の共有を図る。

第3節 安全の確保

1 武力攻撃等に関する情報の収集及び提供

国民保護措置等を実施するに当たっては、県又は市町村等から武力攻撃災害の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受け、職員等の安全の確保に十分に配慮する。

2 特殊標章の交付等

国民保護措置等を実施するに当たって、特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、知事の許可及び「鳥取県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づき適切に使用する。

第4節 関係機関との連携

県及び市町村対策本部、国、他の指定地方公共機関などの関係機関と連携し、的確か

つ迅速な国民保護措置の実施に努める。

第5節 警報又は避難措置の指示等の伝達

知事より警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報の通知等、市町村長から退避の指示、警戒区域の設定等に関する連絡を受けた場合、第2章第1節に定めるところにより、県農協中央会内における迅速かつ確実な伝達に努める。

第6節 管理する施設等の安全確保

県、市町村から、県農協中央会の管理する施設及び設備の安全確保についての要請等があった場合、職員等の安全の確保に十分配慮の上、巡回の強化などの措置を講ずるよう努める。

第7節 食糧の供給等の確保

1 食糧の供給

- (1) 知事から避難指示の通知等を受けた場合若しくは知事又は市町村長が救援に関する措置を実施する場合、県農協中央会内又は職員等に迅速かつ確実に伝達するとともに、県及び市町村と緊密に情報交換を行い、知事からの食糧供給の要請が行われることに備え、関係者の実施体制等、食糧の供給に必要な体制を整える。
- (2) 知事から食糧供給の実施要請があった場合には、実施する関係者の不足、資機材の故障等により当該食糧の供給を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの食糧の供給を的確かつ迅速に行うよう努める。
- (3) 知事から食糧の供給の要請等があった場合、県及び市町村から提供される安全に関する情報等に基づき、食糧の供給に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。
また、現場で食糧を供給する責任者は、武力攻撃災害の状況等により、安全確保のための必要な措置を講ずる。
- (4) NBCR兵器（核兵器・生物兵器・化学兵器・放射線兵器）による武力攻撃が発生した場合又は発生のおそれがある場合、県計画等に基づき対処する。

2 食糧の供給の維持

- (1) 食糧の供給に必要な施設及び設備の状況確認を行い、住民の避難所等において、食糧を適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (2) 食糧の供給に支障が生じた場合には、必要に応じ、県及び市町村等の関係機関に対し連絡するとともに、関係機関の協力を得つつ、連携して食糧の供給の確保に努める。

第8節 安否情報の収集への協力

知事及び市町村長が行う安否確認の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、安否情報の収集に協力するよう努める。

第4章 緊急処理事態への対処

第1節 緊急処理事態への対処

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラ等による武力攻撃と類似の事態が措置されるため、緊急処理事態への対処については、赤十字標章等の交付及び管理を除き、第2章から第3章に定める武力攻撃事態等への対処に準じて行う。